

平成27年 5月 1日施行
令和 5年 3月17日改正



津久見市議会基本条例 逐条解説

目次	
前 文	2
第1章 総則	
第1条（目的）	3
第2条（基本理念）	3
第3条（定義）	3
第2章 議会及び議員の活動原則	
第4条（議会の活動原則）	4
第5条（議員の活動原則）	4
第6条（会派）	5
第3章 市民と議会の関係	
第7条（市民との関係）	5・6
第4章 市長等と議会の関係	
第8条（市長との関係の基本原則）	6
第9条（一問一答による質疑応答等）	6・7
第10条（政策等の監視及び評価）	7
第11条（予算案又は決算案における政策説明資料の作成）	7
第12条（議会の議決事件）	7・8
第5章 自由討議による合意形成	
第13条（自由討議による合意形成）	8
第6章 委員会の運営	
第14条（委員会の運営）	8・9
第7章 政治倫理	
第15条（政治倫理）	9
第8章 政務活動費	
第16条（政務活動費）	9
第9章 議員の定数及び報酬	
第17条（議員定数）	10
第18条（議員報酬）	10
第10章 議会及び議会事務局の体制整備	
第19条（議会政策研究会）	10・11
第20条（議会活性化委員会）	11
第21条（議員研修の充実）	11
第22条（議会広報の充実）	11
第23条（議会事務局の体制整備）	12
第24条（議会図書室の充実）	12
第25条（予算の確保）	12
第11章 最高規範性と見直し手続	
第26条（最高規範性）	12・13
第27条（議会及び議員の責務）	13
第28条（見直し手続）	13
附 則	13
用語解説	14・15
取組の経緯等	16～19

前 文

日本国憲法では、地方自治の本旨及び地方公共団体の議事機関として議会を設置することがうたわれている。

津久見市民の選挙で選ばれた議員により構成される津久見市議会（以下「議会」という。）と、同じく選挙で選ばれた津久見市長（以下「市長」という。）は、二元代表制の下で津久見市の代表機関を構成する。この2つの代表機関は、ともに市民の負託を受けて活動し、議会は合議制の機関として、市長は独任制の機関として、それぞれの特性を生かし、緊張関係を維持しながら、市民の意思を市政に反映させるために競い合い、協力し合うことを常に意識し、津久見市としての最良の意思決定を導くことによって、市民福祉の向上を図っていくという共通の使命が課せられている。

平成12年4月に施行されたいわゆる地方分権一括法により、機関委任事務制度が廃止され、国と地方を「対等・協力」の関係とし、地方公共団体の自主的な意思決定やそれに伴う責任の範囲が拡大している。このような中、議会はこれまで行ってきた政策決定機能や行政監視機能にとどまらず、政策をめぐる立案・決定・執行・評価における論点・争点を明確にし、市民に明らかにすることが議会の第一の使命であり、その上で、議員間の自由な討議を通じて政策立案機能を発揮していくことが求められている。このため、議会はたゆまず改革を推進するとともに、議員は自己研さんと資質の向上に努めなければならない。

議会は、市民福祉の向上のため、議会及び議員に関する基本的な事項を定め、市民とともに歩む協働型議会を目指し、全議員の総意によりこの条例を制定する。

【解 説】

地方自治については、憲法第93条第1項に「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する」と規定されています。

市長とともに選挙で選ばれ、二元代表制の一翼を担う本市議会は、市長との緊張関係を維持しながら、時には競い合い、時には協力し合い、ともに「市民福祉の向上」という共通の使命を果たしていかなければなりません。

平成12年4月の地方分権一括法の施行による機関委任事務の廃止等の地方分権の進展に伴い、地方公共団体の権限と責任は拡大しています。このような中で、本市議会に対しては、これまでの政策決定や行政監視の機能強化はもちろん、政策立案機能を発揮していくことが求められています。そのためには議会はたゆまない改革、議員は自己研さんと資質の向上に努めなければなりません。

本市議会は、これらの課題に対応していくに当たり、市民に開かれた、市民とともに歩む協働型議会を目指し、全議員の総意によりこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二代表制の下での議会及び議員に関する基本的事項を定めることにより、市民に開かれた議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

本市及び本市議会の現状と課題を踏まえ、本条例を制定する目的を定めています。

市長とともに二代表制の一翼を担う議会の基本的事項を定めることにより、市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを目的としています。

(基本理念)

第2条 議会は、合議制の特性を生かし、市民の多様な意見を集約し、市政に適切に反映させるものとする。

2 議員は、公益的な見地から、市民の意見を市政に適切に反映させるとともに、議会の構成員であることを認識し、自己研さんと資質の向上に努めるものとする。

【解説】

前条の市民福祉の向上及び市政発展に寄与するに当たり、議会及び議員の基本理念を定めています。

- 1 議会は、選挙により選ばれた複数の議員からなる機関です。その特性を十分生かすことを基本理念としています。議会は色々な意見を話し合い、最終的には一つの意見にまとめる合議制で行われていますが、社会情勢が多様化しているなか、少数の意見も大切にし、適切に市政へ反映させるように努めます。
- 2 議員は、常に全市民の代表であることを忘れず、議会の構成員であることを十分認識し、自己研さんと資質の向上に努めることを基本理念としています。

(定義)

第3条 この条例において市民とは、市内に居住している者及び市内に通勤又は通学している者並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。

2 この条例において市長等とは、市長及び津久見市の行政事務を執行する機関をいう。

【解説】

この条例中においての「市民」と「市長等」という言葉について定義づけをしています。最近では津久見にゆかりのある方々を「関係人口」と呼んでいますが、この条例においては「市民」の定義を明確にしています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、第2条第1項の基本理念の下、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、議員相互の自由な討議を尊重し、市政に関する政策立案、政策提言等に積極的に取り組むこと。
- (3) 市長等が執行する事務について監視及び評価すること。
- (4) 市民の議会に対する関心を高めるため、不断の議会改革に取り組むこと。
- (5) 議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

【解 説】

第2条第1項の基本理念の下での、議会としての活動原則を定めています。

- (1) 公平性、透明性、信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指します。
- (2) 市民の意見を聞き、議会での議論を経て、政策立案等を行うことに積極的に取り組みます。
- (3) 市長等が執行する事務が適正に行われているか点検します。
- (4) 市民に議会への関心を高めてもらうための環境づくりに取り組みます。
- (5) 多様な広報手段を活用して、市民に議会活動を分かりやすく説明します。

(議員の活動原則)

第5条 議員は、第2条第2項の基本理念の下、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、資質の向上を図ること。
- (3) 議会の構成員として、市民福祉の向上を目指し活動すること。
- (4) 自己の議会活動について、市民に対する説明責任を果たすこと。

【解 説】

第2条第2項の基本理念の下での、議員としての活動原則を定めています。

- (1) 議員間での自由で活発な討議を行うと同時に、意見集約を行うことの必要性を議員相互が重んじるよう努めます。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、日々の研さんにより、資質の向上を図ります。
- (3) 議会の構成員であることを認識し、目的にもある「市民福祉の向上」を目指し活動します。
- (4) 選挙で選ばれた代表者であることを認識し、自己の議会活動について説明責任を果たします。

(会派)

第6条 議員は、合議制の特性を認識し、議会活動を行うため会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成するものとする。

3 会派は、議会が政策立案、政策決定及び政策提言等を行おうとするときは、必要に応じ、合意形成に努めるものとする。

4 会派は、議会活動について、市民に対し説明するよう努めなければならない。

【解 説】

本市議会では、政策を中心とした同一の理念を共有する2名以上の議員は、会派を結成することができます。

会派は、議会での合意形成及び市民への説明に努めます。

第3章 市民と議会の関係

(市民との関係)

第7条 議会は、その透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報を市民に積極的に公開するものとする。

2 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を原則として公開するものとする。

3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置づけ、その審議においては、これらの提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

4 議会は、議案に対する各議員の表決の結果について、議会広報等により公表するものとする。

5 議会は、議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに、市民の意見を反映させた政策提案等の拡大を図るため、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

6 議会は、多くの市民が議会を傍聴できる機会を設けるよう努めるものとする。

【解 説】

市民に開かれた議会の実現のため、市民と議会の関係について定めています。

1 市民に対し、議会の透明性を高め、説明責任を果たすため、議会の活動に関する情報の公開に積極的に取り組みます。

2 本会議、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、傍聴及び会議録の開示等に努めます。現在、本会議の会議録は、市議会ホームページでご覧いただけるほか、津久見市民図書館等でも閲覧できます。今後は、委員会等の記録の開示や会議の開催予定の公表などに取り組む必要があります。

3 請願者・陳情者の意見を直接聴く機会を設けるよう努めます。平成28年から、請願について、請願書を審査する委員会の場において、請願者の意見を直接聴く機会を設け、その趣旨をより理解し、審査に反映できるようにすることを目的に、請願者のご希望により、意見陳述をすることができるようになっています。

4 議案に対する議員の賛否について、議会広報等により公表します。現在は、市議会だよりにおいて、議案の賛否表を掲載し、公表しています。

5 これまで行ってきた、議会報告会等の充実に努めます。平成23年2月から開催している議会報告会のほか、意見交換会の開催など、各地域や市内各種団体等、市民のみなさんとの意見交換の場を設けるように努めていきます。

6 市民に傍聴の機会を拡大できるよう、様々な取り組みを検討します。

本条例制定時に記載していた、「日曜日及び夜間等の議会の開会」については、条例制定後、様々な角度から検討してきましたが、傍聴できる機会を確保するという点において、他の手段を活用したほうが、より効果があるとの結論に至りました。

平成30年6月定例会から、市議会ホームページで、本会議の録画中継をご覧いただけるようにしています。今後は、会議の開催予定の公表などの取り組みを検討します。

第4章 市長等と議会の関係

(市長との関係の基本原則)

第8条 議会は、二代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行における監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて市民福祉の向上及び市政の発展に取り組まなければならない。

【解 説】

立場及び権能の違いとは、市長と議会の立場は、住民により直接選挙で選ばれ対等です。権能の違いについて、議会は法令等により定められた事件に対し、議決権及び執行機関の事務事業の監視権限を有します。また、副市長等の人事案件に対する同意権を有します。一方、市長は、市を統括代表し、事務事業の管理執行権を有します。議会に対し、予算案、条例案、財産管理に関する議案を提出します。また、議員にも予算案以外の一部の議案に対し提出権が認められています。

(一問一答による質疑応答等)

第9条 議会の会議における質疑応答は、市政上の論点及び争点を明確にするため一問一答の方式で行うことができる。

2 議会の会議及び委員会において、市長等及び補助職員は、議員の質問等に関し、論点及び争点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

【解 説】

一般質問等における質問形式を定めています。

- 1 本市議会では、一般質問における質問方式については、一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制となっています。また、本会議における議案質疑では、一括方式(3回まで)により行っています。今後も質問、質疑の方式については調査研究を行います。
- 2 市長等及び補助職員は、議員の質問の聞き取りづらい点や、質問の内容が分かりづらい点について、議長又は委員長の許可を得て、聞き返す(反問する)ことができます。

ここでいう「反問権」とは、市長等が、議員の質問に答えるだけでなく、逆に聞き返すことができる権利です。

聞き返す内容としては、

- ①質問の趣旨、内容確認
- ②質問の背景、根拠
- ③質問者への代替案の提示要求

④質問に対する逆質問

⑤質問者への反論

以上のような内容が考えられます。現在、津久見市議会の基本条例では、①のみを認めているとのことから、解説文2のような記述となっています。

(政策等の監視及び評価)

- 第10条 議会は、市長等から重要な政策等を含む議案が提出されたときは、論点を明確にするため、必要に応じてその政策形成過程の説明を求めるものとする。
- 2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。
- 3 議会は、市長等の事務の執行の効果及び成果について評価し、必要があると認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

【解説】

議会は、議案を議決し、その内容について監視し評価する役割があります。

市長等から予算等の重要な政策等を含む議案が提出されたときは、必要に応じ政策形成過程の説明を求め、審議します。

執行後も断続的に中間報告を求める等、効果や成果についての監視および評価を行います。

(予算案又は決算案における政策説明資料の作成)

- 第11条 議会は、市長が予算案又は決算案を議会に提出し、議会の審議に付するに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料の作成を求めるものとする。

【解説】

- 1 議会は、市長から提出された予算案や決算案の審議に当たっては、審議をより深めやすいよう、分かりやすい説明資料の作成を求めることを定めています。その内容や範囲については、執行部との協議を踏まえ、今後も調査研究します。
- 2 前項の事項以外の市長等の執行機関の行う様々な政策、事業等について、説明資料の作成を求めることができることを定めています。また、その資料の内容や範囲について執行部と協議を行っていきます。

(議会の議決事件)

- 第12条 議会は、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件として、別に条例で定める。

【解説】

地方自治法第96条第1項では、議会が議決しなければならない事項は15項目定められ、同条第2項ではそれ以外に議決が必要な事項を追加できる旨の規定が定められています。

これに基づき、本市議会では平成25年6月11日に「津久見市議会の議決すべき事件

に関する条例（平成 25 年条例第 19 号）」を制定し、総合計画の策定及び行財政改革に関する計画のうち、基本的方針の策定等について、議会の議決が必要であることを定めています。

第 5 章 自由討議による合意形成

（自由討議による合意形成）

第 13 条 議会は、合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めるものとする。

2 議長及び委員長は、議員相互の自由な討議が積極的に行われるよう、議会の会議及び委員会を運営しなければならない。

【解 説】

議会や会議等を運営する議長等の会議の主宰者に対して、議員相互の自由な討議による合意形成に努めることについて定めています。

これまでの議会の会議では、特に、執行機関から提出される議案について、執行機関に対する一方的な質問の場になっていることが多くありました。しかし、市民を代表する議員同士が自由な討議を行うことによって、議案等の論点や争点を明らかにし、議会としての共通認識を形成し、議会として合意形成を図るように努め、議会の機関として、市長と競い合い、協力し合うことが必要です。

一方、議会側が議案や政策等を立案する場合には、議員相互の自由な討議を通じて、一つの案に向けて合意形成を図っていくことになります。

また、個々の議員は、議員相互の自由な討議を尊重し、他の議員の意見を尊重しながら、合意形成に向けた努力をしていかなければなりません。

1 議会は、討議の場であることを踏まえ、議員相互の自由な討議により、議論を尽くして合意形成をしていくことを定めています。

2 議長及び委員長（会議の主宰者）は、議員相互の自由な討議が行われるように、会議を運営することを定めています。

（※令和 4 年度時点で津久見市議会における自由討議に関する規則等は、まだ定められていないので、今後は自由討議に関する議会内での協議が必要。）

第 6 章 委員会の運営

（委員会の運営）

第 14 条 議会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を積極的に活用するものとする。

2 委員会は、付託された議案等の審査に当たり、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民又は専門家等の専門的又は政策的識見等をその討議に反映させるよう努めるものとする。

3 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、委員及び市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めるものとする。

4 委員会の運営に関しては、別に条例で定める。

【解 説】

委員会は、議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置されています。常時設置されている常任委員会、議会運営委員会のほか、特定事

件を審査するために設置される特別委員会があります。

- 1 議会、常任委員会や特別委員会等の専門性や特性を踏まえ、新たに生じる行政課題等について、適切かつ迅速に対応するため、委員会を積極的に活用することを定めています。
- 2 委員会は、議案等の審査を深めるため、市民等の専門的識見等を討議に反映させることを目的に、公聴会制度や参考人制度を活用することを定めています。
- 3 委員会は、懇談会等を開催し、市民と委員が積極的に意見交換する場を設けることを定めています。第7条第5項の「市民との意見交換の場」の具体例の一つでもあります。市民個人からや意見交換の内容によっては、要請に応じられない場合もあります。
- 4 委員会の運営については、「津久見市議会委員会条例（昭和42年条例第25号）」、「津久見市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）」で別に定めています。

第7章 政治倫理

（政治倫理）

第15条 議員は、市民全体の代表者として、自らの役割を深く自覚し、市民の負託に応えるため、政治倫理の確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定める。

【解 説】

議員という公職者に共通に求められる政治倫理について定めています。

- 1 議員は、高い倫理性が求められていることを深く自覚しなければなりません。
- 2 議員の政治倫理については「津久見市議会議員政治倫理条例（平成16年条例第29号）」で別に定めています。

第8章 政務活動費

（政務活動費）

第16条 会派及び議員は、積極的に市政に関する調査研究、政策提言その他の活動を行うため、政務活動費を活用することができる。

2 政務活動費に関しては、別に条例で定める。

【解 説】

政務活動費は、議員の調査研究その他の活動に役立てるため必要な経費の一部として、会派又は議員に対し交付できることが地方自治法第100条第14項に定められています。

本市議会では、これまで政務調査費、政務活動費の制度はありませんが、今後の議会活動、議員活動をふまえて、政務活動費の必要性について検討します。

- 1 政務活動費の制度を導入した場合、政務活動費を有効に活用し、調査研究、政策提言等を行うことができます。
- 2 政務活動費については、交付の対象、額、交付の方法、政務活動費を充てることができる経費の範囲などを条例で定めなければならないことが、地方自治法第100条第14項に定められています。又、条例には、使途の透明性の確保のため、市民に対しての説明責任があることも規定します。

第9章 議員の定数及び報酬

(議員定数)

- 第17条 議員の定数は、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるよう、定めなければならない。
- 2 議会は、定数の改正に当たっては、公聴会制度や参考人制度の活用等により、市民からの意見の聴取及び反映に努めなければならない。
- 3 議員の定数は、別に条例で定める。

【解 説】

議員定数について定めています。

- 1 議員定数の改正に当たっては、行革や他市との比較だけでなく円滑な議会運営、市政の現状や将来展望等を踏まえ総合的に検討した上で定めなければなりません。
- 2 定数の改正に当たっては、公聴会制度や参考人制度の活用により市民の意見を聴くことに努めます。なお、公聴会制度や参考人制度というのは例示であり、意見を聴く方法が、これらに限定されるものではありません。
- 3 議員定数は、「津久見市議会議員定数条例(平成11年条例第33号)」に定めています。

(議員報酬)

- 第18条 議員の報酬は、行財政改革の視点及び他市との比較だけでなく、議会及び議員の活動状況を反映することを主として定めるものとする。
- 2 議会は、報酬の改正に当たっては、公聴会制度や参考人制度の活用等により、市民からの意見の聴取及び反映に努めなければならない。
- 3 議員の報酬は、別に条例で定める。

【解 説】

議員報酬について定めています。

- 1 議員報酬の改正に当たっては、議員定数の改正と同様に検討した上で定めなければなりません。
- 2 報酬の改正に当たっては、議員定数の改正と同様に行います。
- 3 議員報酬は、「津久見市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和32年条例第11号)」に定めています。

第10章 議会及び議会事務局の体制整備

(議会政策研究会)

- 第19条 議会は、議会の政策形成機能を充実させるため、議会に議会政策研究会を置く。
- 2 議会は、議会政策研究会の充実強化を図るものとする。

【解 説】

第4条第1項第2号に定める議会の活動を効率的に行うために、議会政策研究会を設置することができます。

- 1 地方議会にこれからさらに求められる政策提案能力の向上を図るために、議会政策研究会を設置することができます。議会政策研究会の設置に関しては、津久見市議会政策研究会設置要綱に基づいて設置しますが、議会政策研究会で研究する政策テーマ

などに関しては、議会協議会で協議して決めます。

- 2 本研究会で政策に関し、意見集約を図り、その後、議会での合意形成を図り、政策形成に努めていきます。

(議会活性化委員会)

第 20 条 議会は、議会の改革及び活性化に継続的に取り組むため、議会に議会活性化委員会を置く。

【解 説】

地方議会に対する社会情勢、市民からの議会に求められる活動要望は、日々変化しています。このような状況を踏まえ、さらなる議会改革に取り組むために、議会活性化委員会を設置します。

国の諸政策により日々変化していく行政事務、それらを適正に監視していく議会の体制づくりを行うために、継続した議会改革が必要です。

(議員研修の充実)

第 21 条 議会は、議員の資質及び政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

【解 説】

議員は本条例に定める活動を行うため、特に、政策立案能力の向上を図るための議員研修を行い、市民の代表としての自覚を持つよう、自己研さんに努めます。

(議会広報の充実)

第 22 条 議会は、市政に関する重要な情報を議会の視点から市民に対して提供するとともに、市民の意見、要望等を取り上げ、その内容及び対応について定期的に公表するよう努めるものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

3 議会は、議会広報の充実を図るため、議会広報委員会を置く。

【解 説】

議会広報及び広聴の充実について定めています。

- 1 本会議及び委員会等の議会の活動について市民に対して情報提供するとともに、市民からの意見については、その内容及び対応を定期的に公表するよう努めます。
- 2 本議会において継続して発行されている「議会だより」の内容について、もっと市民にわかりやすいものへと工夫をし、より多くの市民に読んでもらえる広報誌となるよう努めていきます。

また、議会の活動内容について、市議会ホームページなど、多様な手段を活用し、市民への広報に努めていくようにします。

映像発信については、今後、検討していきます。

- 3 1 項及び 2 項の内容については、議会広報委員会を設置し、取り組んでいきます。また、市民の幅広い意見を伺うための広聴活動についても、検討していきます。

(議会事務局の体制整備)

第 23 条 議会は、議会の政策立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の体制整備に努めるものとする。

【解 説】

本条例の議会、議員の活動を行うためには、これを補助する機関である議会事務局が重要であると認識し、この機関の強化に努めていくことを定めています。

また、デジタル技術などを活用し、議会事務局業務の効率化を検討していきます。

(議会図書室の充実)

第 24 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理及び運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

【解 説】

議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第 100 条第 19 項により「議会図書室を附置しなければならない」とされています。この図書室を十分に活用するとともに、内容の充実に努めていきます。

(予算の確保)

第 25 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会機能の充実強化を図るため、必要な予算の確保に努めるものとする。

【解 説】

本条例で定めた活動を行うこと及び議会としての機能を果たすためには、予算が必要となります。そのための予算確保を行うことを定めたものであります。

第 11 章 最高規範性と見直し手続

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図らなければならない。

【解 説】

本条例において定められた内容は、議会及び議員の活動規範となるもので、その趣旨を最大限尊重することを定めたものです。

本市において定める議会に関する諸規定においては、本条例の趣旨をふまえたものを定めなければなりません。

以上のことから、本条例は議会に関する諸規定の最高規範と位置付けるものです。

《議会に係る諸規定》

- (1) 津久見市議会議員定数条例
- (2) 津久見市議会定例会に関する条例
- (3) 津久見市議会会議規則
- (4) 津久見市議会委員会条例
- (5) 津久見市議会傍聴規則
- (6) 津久見市議会事務局設置条例

- (7) 津久見市議会事務局規程
- (8) 津久見市議会議員政治倫理条例
- (9) 津久見市議会議員政治倫理条例施行規則
- (10) 津久見市議会の議決すべき事件に関する条例
- (11) 津久見市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- (12) 津久見市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- (13) 津久見市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例
- (14) 津久見市議会の個人情報の保護に関する条例
- (15) 津久見市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

(議会及び議員の責務)

第 27 条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則その他の法規を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに全議員による研修を行わなければならない。

【解 説】

議会及び議員の責務について定めています。

- 1 議会及び議員は、本条例に定める事項を遵守することによって、市民の負託に応えなければなりません。
- 2 本市議会の議員は、本条例の理念を共有するために、一般選挙を経た任期開始後、速やか（概ね 1 ヶ月以内）に全議員による研修を議長招集の上、実施します。

(見直し手続)

第 28 条 議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化、市民の意見等を踏まえ、この条例の目的が達成されているかどうか検証を行い、改正の必要があると認められる場合は、十分に検討し、適切な措置を講ずるものとする。

【解 説】

地方議会を取り巻く環境は日々変化しています。本条例の内容について、見直すことが必要な事項が生じた場合は、本条例の理念を尊重しつつ条例の改正が可能であると定めています。

附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

用語の説明

地方自治の本旨	住民自治と団体自治の2つの要素からなる地方自治の原則をいいます。
住民自治	地方の政治、行政が各々の地方の住民の意思に基づいて行われるべきことをいいます。
団体自治	各々の地方に地方公共団体を設け、その地方公共団体が国とは別の独立した性質を有し、自らの機能として自治権を有すべきことをいいます。
二元代表制	地方自治体では、国の議院内閣制と異なり、首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶという制度をとっています。これを二元代表制といいます。
地方分権一括法	正式には、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」といい、地方分権の推進計画を実施するため地方自治法をはじめとする475本の法律の改正を行ったもので、平成12年4月に施行され、これ以降いわゆる分権型システムへ移行することとなりました。
機関委任事務	上記の法律の施行により廃止されたものですが、法律によって、地方公共団体の長等の機関を国等の機関として、国等から委任された事務のことです。当該事務については地方公共団体の条例制定権が及ばず、地方議会の関与も制限されてきました。当該事務が廃止されたことにより、国等とは「上下主従の関係から、対等・協力の関係」になったといわれ、法令に反しない限り独自の条例の制定が可能になるなど自己決定権が拡大し、これまで以上に地域の実情や住民ニーズ等を的確に反映させた自主的な行政運営が可能となりました。
市長等	議決機関としての議会に対して、行政の執行権限を持ち、所管の事務について自らの判断と責任により執行する機関をいい、市長はじめ教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、水道事業管理者等があります。
合議制の機関	議会は、複数の議員による議論を経て合議により意思決定を行う機関であり、独任制の市長と対比して、市民の多様な意見、意思を反映することができます。合議制は、判断を慎重にし、公正な判断をなし、また、利害の公平な調和を図る場合に適しています。
議員相互の自由な討議	委員会等の場において、議員が互いに自らの意見等を述べ合い、自由に議論することをいいます。討議することによって、議会の意思形成過程において、複数の多様な意見を反映することができます。これは、合議制である議会の本質をなすものであり、独任制である市長にはない機能です。議員相互が自由に討議することによって、事案は多面的に検討され、その理解が深まります。
会議・委員会	「会議」とは本会議のことを、「委員会」とは常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会のことをいいます。

常任委員会	議会の内部機関で、付託を受けた議案などの審査や市の事務に関する調査をそれぞれ分担して詳細に行います。条例によって総務、社会文教建設、予算の3常任委員会を設置しています。
特別委員会	通常は常任委員会が設置されていれば十分ですが、常任委員会の付託にこたえることのできない重要な案件がある場合、議会の議決により設置されるものです。
一問一答の方式	案件に対する質疑をひとつずつ取り上げ、質疑と答弁を繰り返す方式です。この方式による質疑は詳細にわたることができ、質問と答弁の内容が明確になるので、議案の審議がより深まることが期待できます。
総合計画	津久見市総合計画を指します。津久見市総合計画は津久見市議会の議決すべき事件に関する条例により、議会の議決を経て定めることとされています。
議案	議会の議決を経るため、長、議員または委員会が議会に提出する案件をいいます。
審議・審査	「審議」とは、本会議で付議事件について説明を聞き、質疑し、討論を重ね、採決するといった一連の過程のことを言います。「審査」とは、委員会において、議会の議決の対象となる議案や動議その他特定の事件について論議し、一応の結論を出す一連の過程のことを言います。
参考人制度	委員会が調査又は審査のため、利害関係者や学識経験者を参考人として招致し、意見を聞くことができる制度のことを言います。公聴会制度と比べ、より簡便な手続きで住民の意見を聞くことができます。
公聴会制度	参考人制度と同様に住民の意見を聴く制度として公聴会制度がありますが、公聴会は、議長の承認を得て、開催の日時、場所及び意見を聴こうとする案件を公示し、応募者の中から公述人を決定する等一定の複雑な手続きを要します。

基本条例制定までの取組経緯

年	月日	委員会等	主な協議内容等
25	9月26日	9月定例会	議会活性化調査特別委員会を設置
	9月26日	第1回委員会	正副委員長の互選
	10月4日	第2回委員会	議会活性化、基本条例についての意見交換
	10月10日	第3回委員会	今後の進め方について
	10月18日	第4回委員会	条文の調査・研究 (市民と議会の関係、市長等と議会の関係)
	10月29日	第5回委員会	条文の調査・研究 (自由討議による合意形成、委員会の運営、政治倫理)
	11月5日	第6回委員会	条文の調査・研究 (政務活動費、議員の定数及び議員報酬、議会及び議会事務局の体制整備、最高規範性)
	11月20日	第7回委員会	視察について (視察先、日程等)
	12月13日	第8回委員会	視察について (視察先、日程等)
26	1月9日	第9回委員会	視察について (質問項目等)
	1月15日	第1回視察	佐伯市議会 (豊後大野市議会合同)
	1月23日	第10回委員会	視察の考察、今後の進め方について
	2月6日	第11回委員会	視察について (視察先、日程等) 中間報告について
	2月18日	第12回委員会	視察について (質問項目等)
	2月26日	第2回視察	大分市議会
	3月4日	第13回委員会	視察の考察、全員研修会について
	3月27日	第14回委員会	条文の調査・研究 (前文、総則)
	4月11日	第1回 全員研修会	全員研修会 (大分市議会議員より講師3名)
	4月22日	第15回委員会	中間報告について
	4月28日	全員協議会	中間報告
	5月8日	第16回委員会	今後について
	5月12日	第17回委員会	原案の作成(全体構成)
	5月22日	第18回委員会	原案の作成(前文)
	5月29日	第19回委員会	原案の作成(前文)
	6月3日	第20回委員会	原案の作成(前文まとめ・第1章)
	6月11日	第21回委員会	原案の作成(第1章まとめ・第2章)
	6月20日	第22回委員会	原案の作成(第2章まとめ・第3章4章)

年	月日	委員会等	主な協議内容等
26	7月2日	第23回委員会	原案の作成(第3章4章まとめ・第5章6章7章)
	7月11日	第24回委員会	原案の作成(第5章6章7章8章9章まとめ・第10章11章)
	7月14日	第25回委員会	原案の作成(前回の続き)
	7月18日	第26回委員会	原案の作成(条文のチェック)
	7月25日	第27回委員会	原案の作成(まとめた素案の修正協議)
	8月6日	第28回委員会	原案の作成(素案の修正協議)
	8月18日	第29回委員会	原案の作成(素案の修正協議)(逐条解説協議)
	8月26日	第30回委員会	逐条解説の作成(修正協議)
	9月4日	第31回委員会	逐条解説の作成(最終協議)
	9月17日	第32回委員会	全員協議会・質問事項について
	9月19日	全員協議会	基本条例・逐条解説について報告
	9月24日	第33回委員会	全員協議会・質問事項について
	10月2日	全員協議会	質問事項・基本条例・逐条解説について
	10月6日	第34回委員会	全員協議会を受けての協議・今後のスケジュール
	10月14日	第35回委員会	条例(案)解説(案)の修正・今後のスケジュール
	10月21日	第36回委員会	執行部との協議(意見交換)
	10月23日	全員協議会	修正部分の報告・パブリックコメントの実施内容報告・市民説明会の実施内容報告
	10月27日	第37回委員会	市民説明会について・今後のスケジュール
	11月5日	第38回委員会	市民説明会の内容協議
	11月7日	第39回委員会	市民説明会の打ち合わせ
	11月10日	第40回委員会	市民説明会の最終打ち合わせ
	11月14日	全員協議会	市民説明会、全議員での打ち合わせ
	11月17日	第1回 市民説明会	午後2時開催(市民ふれあい交流センター) 参加者11名
	11月19日	第2回 市民説明会	午後7時開催(市民ふれあい交流センター) 参加者5名
	11月25日	第41回委員会	市民説明会・パブリックコメントについて
	12月2日	第42回委員会	市民説明会・パブリックコメント・執行部の意見 に対する回答について 素案の修正について
	12月10日	全員協議会	市民説明会・パブリックコメント・執行部の意見 に対する回答について、全議員に説明
	12月12日	全員協議会	議会基本条例(案)の取り扱いについて
	12月19日	12月定例会	上程、可決(平成27年5月1日施行)
27	1月13日	第43回委員会	ホームページアップ後の市民からの意見について・今後のスケジュール
	1月19日	第44回委員会	議会政策研究会・議会活性化委員会・議会広報委員会の位置付けと内規について
	1月28日	第45回委員会	相関関係図について・要綱、規程の素案について
	2月4日	第46回委員会	要綱、規程の素案について

年	月日	委員会等	主な協議内容等
27	2月10日	第47回委員会	要綱、規程の素案について
	2月17日	第48回委員会	要綱、規程の素案について
	2月20日	第49回委員会	要綱、規程の素案について
	3月13日	第50回委員会	本会議最終日の委員長報告について

基本条例見直し検証の経緯

議会活性化委員会

回数	年月日	委員会等	主な協議内容等
1	令和3年 8月31日	第3回	基本条例の見直し検証の確認 ※協議時間(1時間30分)
2	10月25日	第5回	基本条例見直し検証の進め方について ※協議時間(1時間30分)
3	11月30日	第7回	基本条例に関する学習会の開催について ※協議時間(1時間00分)
4	令和4年 1月12日	第8回	具体的な見直し検証のスケジュールについて ※協議時間(1時間40分)
5	1月28日	第9回	見直し検証(第1章～第3章) ※協議時間(2時間10分)
6	2月10日	第10回	見直し検証(第4章～第6章) ※協議時間(1時間40分)
7	2月28日	第11回	見直し検証(第7章～第9章) ※協議時間(1時間50分)
8	3月24日	第12回	見直し検証(第10章～前文) ※協議時間(1時間50分)
9	4月19日	第13回	各章の見直し検証(全体)及び担当者決定 ※協議時間(1時間40分)
10	5月13日	第14回	各章の見直し検証(全体)及び提出日決定 ※協議時間(2時間10分)
11	5月30日	第15回	各章担当者の見直し検証分の協議 ※協議時間(2時間10分)
12	6月10日	第16回	各章担当者の見直し検証分の協議 ※協議時間(1時間40分)
13	7月 6日	第17回	各章担当者の見直し検証分の協議 ※協議時間(1時間30分)
14	7月29日	第18回	各章担当者の見直し検証分の協議 ※協議時間(1時間40分)
15	8月19日	第19回	協議内容のまとめ(新旧対照表使用) ※協議時間(2時間00分)
16	8月31日	第20回	協議内容のまとめ終了(新旧対照表使用) ※協議時間(1時間10分)
17	11月29日	第21回	基本条例改正内容の取扱いについて ※協議時間(1時間40分)
18	12月19日	全 員 協議会	基本条例の改正内容を説明 ※全議員 ※協議時間(1時間00分)
19	令和5年 2月 3日	第22回	基本条例改正案の最終の見直し ※協議時間(1時間10分)
	3月17日		令和5年第1回(2月)定例会において可決 「津久見市議会基本条例の一部改正について」